

(令和4年度まで)

ひきこもり等の若者支援プログラム



- NPO法人が実施する取組に関する「枠組み」として、目指すべき方向性や概括的な手段・方法等を提示
- ひきこもり等の若者の自立支援を図ることが目的

若者社会参加応援事業



- 上記「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って「訪問相談」「フリースペース」「社会体験活動」を実施するNPO法人等の民間支援団体等を登録し、都民等に周知

(見直しに向けた検討)

○ 中高年層を含めた全年齢の当事者・家族等の個々の状態・状況に応じたきめ細かな支援を継続して行う必要がある

○ 民間支援団体の支援の統一的な基準等を示すのではなく、地域家族会等の活動も含め、多様な社会資源の取組を受容する必要がある

○ 都がより多くの地域資源を開拓し、周知することで、当事者・家族が安心して利用できる居場所等の選択肢を広げる必要がある

○ 当事者の意思を無視した支援等を行う事業者が存在するため、一定のスキルとモラルを持つ事業者に関する情報を発信する必要がある

(令和5年度以降)

提言「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」

提言の理念を現行支援プログラムに反映

ひきこもり等のサポートガイドラインの策定

ガイドラインでは、支援対象を若者に限定せず、家族を含む全世代を対象とし、支援の目標を「自立支援」ではなく、当事者や家族の尊厳と自己肯定感の回復とする

社会参加等応援事業の実施



- 上記「ひきこもり等のサポートガイドライン」の方針に沿った支援を行う団体と連携協定を締結し、都民等に周知

安心して利用できるより多くの地域資源と連携し、区市町村や広く都民に周知することで、当事者・家族が利用できる様々な種類、方式の支援の選択肢を広げる